

令和 8 年度野田市観光協会推奨物産品認定申請要項

1. 目的

野田市の優れた物産品の品質向上及び販路を拡大するため、物産品を推奨し、業界の振興を図り、もって野田市の産業の振興、発展に寄与することを目的とする。

2. 申請受付期間 令和 8 年 10 月 1 日（木）～10 月 15 日（木）

3. 申請手数料 1 品 2,000 円（1 事業所 2 品まで）

4. 申請方法

- (1) 申請用紙に必要事項をご記入の上、申請を希望する物産品及び手数料を添えて野田市観光協会、野田商工会議所、または野田市関宿商工会へお申し込みください。（1 事業所 2 品まで）

※なお、現在認定を受けている商品も再度申請及び手数料が必要です。

- (2) 提出いただいた物産品の返却はできません。
- (3) 搬入に係る経費は自己負担となります。

5. 認定審査会 令和 8 年 11 月 6 日（金）午後 2 時から 野田商工会議所大会議室にて

6. 審査基準

- (1) 野田市の推奨物産品としてふさわしいと認められること。
- (2) 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)、計量法(平成 4 年法律第 51 号)、意匠法(昭和 34 年法律第 125 号)その他関係法令に違反していないこと。
- (3) 包装が過剰なものでないこと。
- (4) 価格が適正であること。
- (5) 消費者に物産品の品質、価格、商標、意匠等について誤認を与える誇大又は虚偽の表示又は表現をしていないこと。
- (6) 商品の表示方法に野田らしさを表す工夫が見られるものであること。
- (7) 野田市の歴史、自然、伝統文化などの独自性を生かしたもの。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項。

7. 野田市観光協会推奨物産品認定商品

- (1) 「野田市観光協会推奨認定証」の交付
- (2) 「推奨シール」の提供

- (3) 販促品の提供（店頭ディスプレイ用のぼり）
- (4) 認定商品の P R（観光協会ホームページへ掲載）
- (5) 各出店イベントへの案内等
- (6) 野田市観光ガイドブックへの掲載

8. 認定期間 2 年間（令和 8 年 12 月 1 日～令和 10 年 11 月 30 日）

9. 啓発及び販路拡大

認定事業者は、協会と協力して次の P R 活動を行うものとします。

- (1) 協会主催事業、各イベントへの出品 P R 活動。
- (2) 市、商工会議所、関宿商工会、関係機関の窓口へ推奨品の展示、情報提供。

10. 物産品の搬入期間及び搬入場所

(1) 要冷蔵・冷凍品の搬入

搬入期間：令和 8 年 11 月 5 日（木） 9 時から 12 時まで

搬入場所：野田商工会議所

(2) そのほかの商品の搬入

搬入期間：申請日から令和 8 年 10 月 29 日（木）まで

※認定審査会の日までに賞味期限が切れていないようご注意ください。

搬入場所：野田市観光協会（野田市役所商工観光課内）

11. その他

- (1) 搬入の際、物産品に「推奨審査用」と明記してください。
- (2) 物産品は、最終販売形態（包装・品質表示・ラベリング等が施されているもの）で提出してください。
- (3) 野田市観光協会推奨物産品認定商品に認定された場合は、申請書で頂いた情報について、各種情報提供、P R 活動のため利用します。

推奨シール

野田市観光協会で作成・販売している推奨品マークのシールです。
推奨期間内に推奨品に貼ることができます。

認定証交付後、購入をお願いします。（1 枚・1 円）

●購入先

野田商工会議所 TEL04-7122-3585

野田市関宿商工会 TEL04-7198-0161

野田市観光協会（商工観光課内）TEL04-7123-1085